

新 型 貯 蓄 預 金

平成24年7月1日現在

1. 商品名	・貯蓄預金
2. 販売対象	・個人のみ
3. 期 間	・期間の定めはありません
4. 預 入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・随時預入 ・1円以上 ・1円単位
5. 払戻方法	・随時払戻しできます
6. 利 息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	・変動金利 ・10万円未満、10万円以上100万円未満、100万円以上200万円未満、200万円以上300万円未満、300万円以上の5段階の金額階別金利設定を行い、毎日の最終残高が各々の金額階層に該当する期間について、当該期間における店頭表示の各々の金額階層の利率を適用します ・利率は、原則として毎月第1月曜日に変更します ・年2回（2月、8月）の当金庫所定の日に元金に組み入れます ・毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を1円、1年を365日とする日割計算
7. 税 金	・利息には20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります ・平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間にお受取りになる利息等には「復興特別所得税」が課税されますので、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります（ただし、マル優をご利用の場合は除きます）
8. 手数料	・キャッシュカードによる払戻し等にあたっては、キャッシュカード規定に定める手数料を徴求します（詳しくは「手数料一覧」をご覧ください） ・1ヶ月あたりの払戻し回数に制限はございません（払戻し回数超過による手数料はかかりません）。 ・スウィングサービス（順スウィング〈普通預金から貯蓄預金への自動振替〉、逆スウィング〈貯蓄預金から普通預金への自動振替〉）のお取り扱いは無料です。
9. 付加できる特約事項	・普通預金との間で資金を移動させるスウィング（自動振替）サービスのお取り扱いができます ・マル優のお取り扱いができます
10. 中途解約時の取扱い	—
11. 金利情報の入手方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください
12. 苦情処理措置 紛争解決措置	・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または事務部事務企画課（9時～17時、電話：0120-011-755（フリーダイヤル）または03-3603-0181（本部代表電話））にお申し出ください。 ・紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記事務部事務企画課または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。

13. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none">・ 公共料金等の自動支払いおよび給与、年金、配当金、公社債元利金等の自動受取はできません・ 「総合口座」のお取り扱いはできません・ 預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます）
----------------	--